

## 豊能町立図書館における北摂地区7市3町等による公立図書館広域利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北摂地区7市3町による公立図書館広域利用実施要綱（平成29年7月1日施行）に基づく豊中市、池田市、吹田市、高槻市、箕面市、茨木市、摂津市、島本町及び能勢町並びに川西市・豊能町による公立図書館相互利用実施要綱（平成30年1月4日施行）に基づく川西市に居住する者（以下「関係市町」という。）に対する資料（図書、紙芝居、雑誌及び視聴覚資料をいう。以下同じ）の個人貸出（以下「広域利用」という。）について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 広域利用をすることができる者は、関係市町に居住する個人とする。

(図書利用券の交付)

第3条 広域利用をしようとする者は、豊能町立図書館（中央公民館図書室を含む。）において、豊能町立図書館運営規則（昭和60年教育委員会規則第3号）第9条第2項に規定する図書利用券の交付を受けなければならない。

2 図書利用券の交付については、豊能町立図書館個人貸出実施要綱（令和5年4月1日実施。以下「個人貸出実施要綱」という。）の規定を準用する。ただし、個人貸出実施要綱第5条の規定は、箕面市以外に居住する者には適用しない。

3 前2項の規定にかかわらず、既に個人貸出実施要綱に基づき図書利用券の交付を受けている者であって本町に居住する者又は本町に通勤若しくは通学する者（以下この項において「一般利用者」という。）でなくなり、かつ、第1項の規定による図書利用券の交付を受けようとするとき及び広域利用をする者（以下「広域利用者」という。）でなくなり、かつ、一般利用者として個人貸出実施要綱に基づく図書利用券の交付を受けようとする者は、個人貸出実施要綱第2条の規定による図書利用券申込書兼記載事項変更届を提出し再発行の手続きするものとする。

(資料の貸出点数及び貸出期間)

第4条 資料の貸出点数は、個人貸出実施要綱の規定にかかわらず、箕面市以外に居住する者は、未返納の図書を含め豊能町立図書館及び中央公民館図書室をあわせて5点（雑誌（最新号を除く。）、紙芝居及び視聴覚資料1点以内を含む。）以内とセットコミック1セット以内とし、貸出期間は、個人貸出実施要綱の規定を準用する。

(資料の貸出方法)

第5条 資料の貸出方法は、来館によるものとする。

(資料の予約・リクエスト)

第6条 個人貸出実施要綱にかかわらず、箕面市以外に居住する者は、資料の予約・リクエストはできないものとする。

(インターネット等サービス)

第7条 広域利用者は、インターネット及び館内検索端末を利用して図書の利用者本人の貸出状況の照会及び貸出期間の延長をするサービス（次項において「インターネット等サービス」という。）を利用することができる。

2 広域利用者のインターネット等サービスの利用については、豊能町立図書館資料インターネット等サービス実施に関する要綱（令和5年4月1日実施）の規定を準用する。

（貸出しできない資料）

第8条 館長は、次に掲げる資料については、館外貸出を行わない。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- （1） 資料的に貴重な資料
- （2） 館長が館外貸出禁止と指定した資料
- （3） 新聞、官報、その他公報の類

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

（準備行為）

2 この要綱実施前に準備行為として行ったこの要綱第3条に規定する図書利用券の交付その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の規定によって行ったものとみなす。